

国民健康保険税のしくみが変わりました!

3. 次の条件に該当する人は、国民健康保険税額が軽減されます

世帯の中に、長寿医療制度へ移った人がいることにより、国民健康保険税の負担が大きくなりすぎないように軽減されます。

国民健康保険から長寿医療制度へ移った人と単身で国民健康保険加入者として残った人が同居する世帯については、平等割を5年間に限り2分の1とします。

会社など勤務先の健康保険加入者が、長寿医療制度へ移ったことにより、65歳以上の被扶養者が国民健康保険に加入した場合は、2年間に限り

ア)所得割を免除します。

イ)均等割を2分の1とします。

ウ)該当者のみの世帯は平等割を2分の1とします。

の場合は、勤務先などが発行する資格喪失証明書の提出が必要です。



4. 65~74歳の人について年金からの特別徴収(天引き)が始まります

次のすべてに該当する人は、国民健康保険税を原則として今年10月の年金支給時から現在特別徴収(天引き)している介護保険料と合わせて特別徴収(天引き)します。

世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(国保加入者でない世帯主は除きます)

年額18万円以上の年金受給者

国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人

これらに該当しない人は、今までどおり普通徴収(納付書または口座振替)の方法により納めてください。

5. 納付書は6月に送付します

例年どおり、6月中旬に納税通知書(明細書)とともに第1期~第10期まで1年分の納付書(10枚つづり)を送ります。ただし、10月から特別徴収(年金天引き)に該当する人には、第1期から第4期(9月)までの納付書を送りません。いずれの場合も、すでに口座振替を申し込んでいる人には、納税通知書のみ送ります。

新たに口座振替を希望する人は、市内の金融機関と市役所国保年金課の窓口(設置されている申込用紙)を利用してください。申し込みの翌月の納付分から口座振替を行います。

災害に遭ったり、病気や失業などで働くことができず、所得が大幅に減少したことなどにより国民健康保険税を納めることが困難になった場合は、減免を受けられる場合がありますので、担当係へおたずねください。



●問合先 国保年金課

国民健康保険税のしくみが変わりました!

国民健康保険は、病気やけがをしたときに皆さんが安心して医療を受けられるよう、自営業の人、職場の健康保険に加入していない人、会社を退職した人などを対象として、加入者の皆さんに納めていただく国民健康保険税と、国、県、市からの負担金などで運営されています。

今年4月から新たに「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)」が始まったことにより、国民健康保険税の計算のしかたなどが大きく変わりましたので、その主な内容についてお知らせします。

「長寿医療制度」とは、「後期高齢者医療制度」を身近で親しみやすいものとするために呼称変更したものです。

1. 国民健康保険の対象者は、75歳未満の人になりました

75歳以上の人は、4月1日から長寿医療制度へ移っていただくことになりました(一定の障がいのある人は65歳から長寿医療制度へ加入することができます)。

「長寿医療制度」へ移った人に国民健康保険税はかかりません。

2. 国民健康保険税の内訳に後期高齢者支援金分(支援分)が加わりました

今までの医療分と介護分に加え、長寿医療制度を支援するための後期高齢者支援金分(支援分)が新たに課税されます。

市では税率などを全面的に見直すにあたり、加入者の負担が大幅に増加しないように配慮し算定しました。新しい税率は次のとおりです。

平成19年度			平成20年度		
区分	項目	税率等	区分	項目	税率等
医療分 (課税上限額 530,000円)	所得割	7.4%	医療分 (課税上限額 470,000円)	所得割	5.5%
	均等割	29,500円		均等割	24,500円
	平等割	31,500円		平等割	26,700円
介護分 (課税上限額 90,000円)	所得割	1.85%	介護分 (課税上限額 90,000円)	所得割	1.85%
	均等割	10,000円		均等割	10,000円
	平等割	6,000円		平等割	6,000円
			新規	+	
			支援分 (課税上限額 120,000円)	所得割	1.4%
				均等割	6,700円
				平等割	6,300円

- ・所得割は、世帯の前年中の所得をもとに計算します。
- ・均等割は、加入者の人数に応じて計算します。
- ・平等割は、1世帯ごとに計算します。
- ・介護分は、40歳~64歳の人のみが対象となります。